

『日本国憲法第9条の再解釈についての声明』

「もし、私たちが生き残りたいならば、もう戦争をさせてはいけません！戦争は、私のような者を壊し、子どもたち、若者たち、女性たち、すべての者たちを踏みじめるのです。」

(生き残られた韓国の「従軍慰安婦」の一人、87歳になられる吉元玉(キル・ウォンオク)さんの証言から)

1947年に制定された「日本国憲法」は、長年にわたって、『平和憲法』として世界中から讃えられてきました。同憲法9条が意味するのは、20世紀における日本の支配と侵略への謝罪であり、永久に続く平和のために、民主的な国となることへの希求です。事実、この憲法9条は、将来にわたって不戦を誓う条項であり、国家による戦争行為を禁じています。憲法9条には、国は、国権の発動たる戦争を放棄し、国際紛争を解決する手段として軍事力を使用すること、ならびに、戦争行為として武力を行使することを拒絶するとあります。

第二次世界大戦後、日本のキリスト教諸教会と諸団体は、日本が真に平和的な国になることを願い、『平和憲法』を守るために懸命に取り組んできました。平和を愛する国としての、戦後日本のイメージは、長年にわたり外交的な財産となり、その非軍事的貢献は、世界の至るところで積極的に受け止められてきたのです。平和的政策は、日本が近隣諸国との関係を再び広げ、またこの地域における紛争を防ぐことに役立ってきました。

日本の安倍晋三首相と内閣による、日本が同盟国との集団的自衛権を行使できるようにするため、日本国憲法9条を再解釈するという最近の決定は、長年にわたり多くの世界諸国にとって模範であり続けた平和の遺産に反するものです。私たちは、近年、この地域で提案されている集団的、非軍事的な協調的安全保障のための協定が、正しい方向であることも、あらためて確認します。

戦争放棄は、第二次世界大戦後の日本が、過ちを繰り返さないことの誓いです。第二次世界大戦中に日本軍によって強制的に性奴隷とされた東アジア中の女性たちをめぐる、悲劇の歴史は、常に戦争に対する憎悪と、罪なき弱き人々の生に破滅的な衝撃を与えたことを思い起こさせるものの一つです。憲法9条の解釈を変えることは、それゆえ、国際的に深刻な結果をもたらします。私たちは、日本が、同盟国や敵対国からの圧力に屈するのではなく、北東アジアの安定のために指導性を発揮することを求めます。

平和を愛する日本の人々、日本の諸教会にとって、集団的自衛権の行使を認める決定は、

法を踏みにじる行為以外の何ものでもありません。それは、明らかに日本国憲法によって禁じられているのです。

それゆえ、2014年7月2日から8日にかけてジュネーブで開催された世界教会協議会・中央委員会は：

- 1 日本政府が、日本国憲法第9条を再解釈もしくは変更しようとする方向を主導的に示していることに対し、またそれが、この地域の安全、同憲法が禁じてきたことによって提示されてきた建設的な範例、また、世界の平和と非暴力に向けた諸努力に与える衝撃に対して、重大な懸念を有していることを表明するものである(**express**)。
- 2 日本政府が、紛争を解決する手段として非暴力を堅持する日本国憲法第9条の文言及び精神の双方を尊び、大切にすることを勧告する(**call**)。
- 3 日本政府が、『平和憲法』に従い、北東アジアにおける近隣諸国の非軍事的な集団的安全保障合意を構築するために働くよう促す(**urge**)。
- 4 日本政府が、自国の憲法9条を変更、あるいは再解釈を求める外的圧力におもねることがないよう奨励する(**encourage**)。
- 5 世界教会協議会に加盟する全教会が、平和を愛する日本の人々と、日本の諸教会の闘いに、祈りの内に寄り添うよう、招く(**invite**)。